

危険物等海上運送基準検討会 第2回個品危険物査定検討WG 議事要旨

1. 日時： 平成25年4月4日（木）15：00～17：00

2. 場所： 中央合同庁舎2号館15階会議室

3. 出席者：

（委員） 新井委員、太田委員、松木委員、三宅委員

（事務局） 検査測度課 渡田、神谷、木川

（オブザーバー） 海上技術安全研究所 近内氏

4. 議事概要

- (1) 危険物船舶運送及び貯蔵規則第36条第2項の規定により、液化プロパンガスタンク自動車は一定の基準に従えば、地方運輸局長の許可を得て、旅客船によりを運送することができる。しかしながら、同条第3項の第2号の規定により同自動車は同船の閉囲された車両区域への積載は禁止されている。
今次WGでは、旅客船の閉囲された車両区域への同自動車の積載方法について検討が行われた。

- ◆ 事務局より、閉囲された車両区域への積載が禁止されている同タンクローリーを内航自動車渡船「フェリーニューこしき」により鹿児島県串木野からこしま島へ運送することについて、経緯、現在の規定、本船の状況等についての説明が行われた。（資料WG2-1）
- ◆ 海上技術安全研究所の近内様より、本運送の安全性に係る調査について説明が行われた。（資料WG2-2、参考資料1～3）
なお、資料WG2-2「1 特例措置を決定した際のリスク検討結果の概要」の5行目「フェリーニューこしきの・・・」について、「フェリーニューこしきと同クラスの・・・」に修正された。
- ◆ 事務局より、同研究所の調査結果を受けて、追加の安全対策について提案がされた。（資料WG2-1 p.27）

(2) 質疑及び審議概要

- ◆ 太田委員より、平成15年規則改正時の調査結果を含め、リスク検討結果（参考資料1）及び気流の計測結果（参考資料3）についての補足説明があった。
- ◆ 参考資料3「3 計測結果及び考察」の表1計測結果の空欄について質問があり、海上技術安全研究所の近内様より、調査時間に制限があり、全ての計測はできなかったが、通風口に最も近い箇所（例えばDやK等）の計測により風速の変化が顕著に現れていること、最も離れた場所のAでも、条件Aと条件Bでは通風に変化があったことは確認できた旨の説明があった。
- ◆ 追加の安全対策として実施される同タンクローリー積載時の通風方法についてその有効性が確認された。
- ◆ 追加の安全対策として実施される巡視の有効性について、通常の監視に加えて巡視時にガス検知器を用いて漏えい確認が行われることが確認された。また、巡視時のガス検知の結果は危険防止措置手引書に基づくチェックリストにより記録されることが確認された。

(3) 審議結果

- ◆ プロパンガスの漏えい検出に適したガス検知器が使用されるよう検討すべきとの指摘があり、事務局にて調査後本船に対して指導することとした。

◆ その他特段の指摘はなく、WGは本件について了承した。

(以上)